

「第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
第4章 ごみ処理基本計画 6. ごみ処理計画・施設計画 (3)最終処分計画 次期施設の整備計画	<p>最終処分場の埋立残余年数の考え方において、処分場が埋立終了になった場合、その分のごみは他の処分場に埋立てられ、他の施設を短命化させ、平成35年度にはすべての処分場が埋立終了となる。</p> <p>最終処分場がなくなると、不燃ごみの処理が不可能になる上、焼却灰の埋立が不可能になれば、焼却も不可能になり、本市のごみ処理計画は破たんする。</p> <p>そのため、次期施設の整備を一刻も早く取り組むことが必要となる。</p>	<p>(回答案)</p> <p>68ページの表4-6-4にある埋立残余年数は、「現行の埋立状況のまま推移した場合」の見込みです。これを前提として平成35年度に次期施設を供用開始させるとした場合の整備スケジュール案が表4-6-5となっています。</p> <p>これに対し、本計画案では再生利用施策の強化と告示産業廃棄物の受入中止などによる最終処分量の削減により、各施設とも3割程度の使用期間延長を見込んでいます。市民のみなさまにはごみ減量化・再生利用の取組(58ページ)をお願いするとともに、市としても積極的な施策の展開(64ページ「その他の資源化施策」等)をしてまいりたいと考えています。</p> <p>ただ、最終処分場の場合、災害、火災、海岸漂着物といった不測の要因により大きく埋立てが進む可能性もありますので、埋立残容量のモニタリングを継続しながら、処理が滞ることのないよう、できるだけ早期に次期施設の整備について検討していくことが必要である(68ページ「次期施設の整備計画」と考えています。</p>